

報告事項が4件ございます。

第1件目の10月25日及び11月27日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容についてご報告申し上げます。

はじめに、10月25日に開催された平成29年度第5回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が4件ありましたので、報告いたします。

1件目は、オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供です。

ニーゼロニーゼロ

東京2020大会に向けた安全・安心への取組みとして、官民一体となった危機管理体制を構築するため、各種事態を想定した対処要領を検討するとのことでした。

2件目は、総務局から「多摩の振興プラン」について説明がありました。

「2020年に向けた実行プラン」を踏まえ、概ね2040年代を見据えた多摩の目指すべき地域像や施策の方向性を示すものとして、「多摩の振興プラン」を策定したとのことでした。

なお、多摩市に関連する事項として、多摩ニュータウンの再生や南多摩尾根幹線の整備などが記述されています。

3件目は、東京都商工会連合会から「多摩観光推進協議会」について説明がありました。

2020年オリンピック・パラリンピック大会とその先を見据え、面的・広域的に事業展開を図ることで、多摩地域の観光振興や観光ビジネスの創出による産業振興等につなげるため、9月に「多摩観光推進協議会」を設置したとのことでした。

4件目は、総務局から「平成29年人事委員会勧告等の概要」について説明がありました。

主な勧告内容は、例月給は2年連続改定見送り、特別給は4年連続の引上げとなっています。

続いて議案審議事項4件について報告いたします。

議案第1号の「東京都市長会役員の選任」については、前武蔵野市長の退任に伴い欠員となった副会長の選任について審議され、町田市長が選任されました。この後、欠員が生じた監事、部会長等の選任が順次行われ、私は政策調査特別部会の部会長に就任いたしました。

議案第2号の「平成30年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）」については、都市町村協議会において東京都に対し要望書を提出することが承認されました。

なお、最重点要望事項は「平成30年度予算編成について」として8項目、「防災事業の充実と財政措置について」として2項目、「東
ニーゼロニーゼロ
京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした多摩地域の活性化について」として1項目となっています。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」及び議案第4号の「各種団体からの後援依頼」については、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「平成29年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告等」について報告され、了承されました。

続きまして、11月27日に開催された平成29年度第6回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が5件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1 件目は、建設局から「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」について説明がありました。

水防法が改正され、多様な関係者が連携し、洪水氾濫による被害を軽減するための対策を推進することを目的とする法定協議会を設置するとのことでした。

2 件目は、福祉保健局から、「東京都国民健康保険運営方針（案）及び30年度仮係数による納付金等算定」について説明がありました。

国民健康保険運営方針については、12月の決定・公表に向けて、議論を進めているとのことでした。運営方針の記載事項としては、「国保の医療費、財政の見通し」等4項目の必須項目のほか、「医療費適正化に関する事項」や「市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項」など、国の策定要領で示された4項目の任意項目についても、全て盛り込むことを考えているとのことでした。

また、納付金等の算定については、12月末に国から30年度本係数の提示を受け、各市に対して標準保険料率の提示を行う予定とのことでした。

本件について、私からは、市民生活に係わる大きな改正にも関わらず、進め方が非常に遅いことに対し、改めて意見するとともに、国や都においてもしっかりと制度改正の周知を行うよう求めました。また、都独自の激変緩和を設けるなど、都として財政支援を行い、国保運営の責任を果たしていくべきと主張しました。これに対し、東京都からは本係数による算定結果を踏まえ、検討していきたいとの回答がありました。

続いて議案審議事項3件について報告いたします。

議案第1号の「平成30年度東京都市長会分担金」については、各市の分担金について承認されました。多摩市の分担金は245万8,000円で、今年度比1万1,000円増となってい

ます。

議案第2号の「平成30年度都市税財源の充実確保」については、税制改正の動きに対する全国市長会からの要請活動の依頼への対応について審議しました。その結果、全国市長会から要請のあった「固定資産税の安定的確保」、「ゴルフ場利用税の現行制度の維持」、「市町村の役割に応じた森林環境税（仮称）の制度設計」及び「地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等」の4項目に、「地方法人課税のあり方」、「地方消費税の清算基準について」の2項目を加えた6項目について、東京都市区長会として関係各所に要請していくことが決定されました。

また、これに関連して報告事項である「地方消費税の清算基準の見直しに関する共同要請」について報告があり、

11月14日に東京都、特別区長会及び東京都町村会と連名で総務大臣に対して、共同要請を行ったとの報告がありました。

第3号議案の「各種審議会委員等の推せん」については、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」及び「助成金交付申請の取下げ」について報告され、了承されました。

第2件目として、「職員による損害賠償等請求訴訟の経過」について、ご報告申し上げます。

本件訴訟は、本市職員が、長時間労働や上司からのパワーハラスメントが原因で休職を余儀なくされたことにより損害を受けたなどとして、本市及び元上司の職員に対し、その損害の賠償を求める訴訟が提起されたもので、平成29年2月20日に相手方の請求を全て棄却する第一審判決が言い渡され、この判決を不服として原告が控訴したことは、これまでにご報告したとおりです。

この訴訟について、平成29年9月21日に控訴人の請求を棄却

する判決が言い渡され、その後、東京高等裁判所から、平成29年10月4日に控訴人がこの判決を不服として上告を提起した旨の通知がありました。

今後は、最高裁判所の指示等に応じて、適切に対応して参ります。

第3件目として、「重度心身障がい者通所訓練事業に係る損害賠償請求訴訟の経過」について、ご報告申し上げます。

本件訴訟は、本市が多摩市社会福祉協議会に運営を委託していた重度心身障がい者通所訓練事業に関して、当該事業の利用者であった者が、本市及び多摩市社会福祉協議会に対して、当該事業により原告に提供された食事の方法等が、虐待行為に該当し、それによって負った精神的苦痛等の損害賠償を求める訴訟を提起したものです。これについて、平成29年2月22日に相手方の請求を全て棄却する第一審判決が言い渡され、この判決を不服として原告が控訴したことについては、これまでにご報告したとおりです。

この訴訟について、平成29年11月21日に控訴人の請求を棄却する判決が言い渡されましたのでご報告します。

今後は、相手方からの上告の有無に応じて、適切に対応して参ります。

第4件目として、「違法な公金支出に伴う損害賠償請求事件（住民訴訟）」の提起について、ご報告申し上げます。

本件訴訟は、本市市民が、市内民間保育所に対して本市が交付した保育所運営費補助金の支出が違法であるとして、本市に対し、当該補助金の交付を受けた社会福祉法人に対して、金456万3200円及び利息を、多摩市長、元担当課長及び元担当主査の3人に対して、連帯して金456万3200円及び利息を請求するように求めるものです。

この訴えは、平成29年10月30日付けで東京地方裁判所に提起されたもので、本市としては、今後、相手方の主張等を精査し、適切に対応して参ります。

以上、4件をご報告申し上げ、市長行政報告と致します。

(平成29年第4回多摩市議会定例会)